



角島大橋(山口県)

<5日 芒種、11日入梅、15日 父の日、21日 夏至、23日 沖縄慰霊の日>

27日 弊所休業日

1. June ご案内・改正情報

- ①令和7年度労働保険の年度更新について、令和7年度の期間は6月2日(月)～7月10日(木)です。
- ②令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

【参考】給与の源泉徴収事務

令和7年		令和8年1月以後
11月まで ・変更なし	12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 など 特に年末調整の際に注意してください。	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正 など

【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))		基礎控除額		改正前
		改正後		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)		95 万円		48 万円
132 万円超 (200 万 3,999 円超	336 万円以下 475 万 1,999 円以下)	88 万円	58 万円	
336 万円超 (475 万 1,999 円超	489 万円以下 665 万 5,556 円以下)	68 万円		
489 万円超 (665 万円 5,556 円超	655 万円以下 850 万円以下)	63 万円		
655 万円超 (850 万円超	2,350 万円以下 2,545 万円以下)	58 万円		

労働者分保険料率) 健康保険 **50.15**(愛知) / 1000、**49.55**(東京) / 1000、介護保険 **7.95** / 1000
 厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **5.5** / 1000 (建設業 **6.5** / 1000)

2. 名言名句

「泣いても笑っても、陽はまた昇る。嵩、絶望の隣はにや、希望じゃ。」

朝ドラ「あんぱん」から、伯父の寛(育ての父)

3. 法改正等ワンポイント

所得税の基礎控除の見直し

1 基礎控除の見直し

- ① 令和7・8年分は合計所得金額が655万円以下の場合、58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。
- ② 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。つまり今回の改正で、103万円の壁が95万円+65万円=160万円に

3 特定親族特別控除の創設

- ① 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。



「**特定親族**」とは、居住者と生計を一にする年齢 **19 歳以上 23 歳未満の親族**（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が **58 万円超 123 万円以下**の人をいいます。従来の「特定扶養控除」として 63 万円の控除を受けられるのは、扶養親族の年間合計所得金額が 48 万円（給与収入 103 万円）以下の要件があり、扶養親族の収入が 103 万円を超えると段階を経ずに、その扶養者の控除がなくなるため、学生アルバイト等の扶養親族の多くは、103 万円を超えないように就業調整をしていたのが現状でした。特定親族特別控除（仮称）では、**19 歳～23 歳の扶養親族の合計所得金額が 58 万円（改正前は 48 万円）を超えたとしても 123 万円以下の場合、下表の通り段階的に控除を受けることが可能**となります。この新制度の導入により、**19 歳～23 歳の扶養親族を持つ扶養者は、扶養親族の給与収入が 150 万円まで（改正前は 103 万円）は、63 万円の所得控除が受けられ、150 万円を超えても 188 万円までは、段階的に所得控除が受けられます。**

② 令和 8 年 1 月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることに。

	親族等の合計所得金額	控除額 (所得税)	控除額 (住民税)
扶養控除 (特定扶養親族)	58万円以下 (給与収入：123万円以下)	63万円	
特定親族特別控除 (仮称)	58万円超 85万円以下 (給与収入：123万円超 150万円以下)		45万円
	85万円超 90万円以下 (給与収入：150万円超 155万円以下)	61万円	
	90万円超 95万円以下 (給与収入：155万円超 160万円以下)	51万円	
	95万円超 100万円以下 (給与収入：160万円超 165万円以下)	41万円	41万円
	100万円超 105万円以下 (給与収入：165万円超 170万円以下)	31万円	31万円
	105万円超 110万円以下 (給与収入：170万円超 175万円以下)	21万円	21万円
	110万円超 115万円以下 (給与収入：175万円超 180万円以下)	11万円	11万円
	115万円超 120万円以下 (給与収入：180万円超 185万円以下)	6万円	6万円
	120万円超 123万円以下 (給与収入：185万円超 188万円以下)	3万円	3万円

給与：親族の合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下である場合

公的年金等：親族の合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下である場合

4. 扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件：**58 万円以下**（改正前：48 万円以下）

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件：**58 万円以下**（改正前：48 万円以下）

勤労学生の合計所得金額の要件：**85 万円以下**（改正前：75 万円以下）

4. 統計・情報

- ① 政府は、人手不足が深刻な業種に限って認める「**特定技能**」の**対象分野に、3 分野を加えて全 19 に拡大する方針**を、近く有識者会議で示す。追加するのは、「物流倉庫」「廃棄物処理」「リネンサプライ」。25 年 12 月の閣議決定を目指していて、27 年にも企業が採用を始められるよう、在留資格の制度を変更する。(5/13)
- ② 自民、公明、立憲民主の 3 党が国会内で会談し、政府が提出した**年金制度改革法案**について、自民党内の議論を受けて、いったん削除された厚生年金の積立金を活用した**基礎年金の底上げ策を復活させる修正**を行うことについて、正式に合意した。具体的な措置としては、厚生年金の積立金を活用して基礎年金を底上げするもので、これにより厚生年金の受給水準が一時的に減少することが見込まれる高齢者層については、「影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずる」とした。(5/27)



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

令和 7 年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」が創設されます。給与 160 万円まで本人の所得税は非課税となり、特定親族特別控除としては、150 万円までならば 63 万円の控除、またそれ以上でも段階的控除が受けられます。しかし、何度読み込んでみてもわかりにくいです。年末調整の時期までに理解を深めたいところです。

連日のように「**令和の米騒動、米高騰問題**」が取り上げられ、米の流通経路の仕組みや、自民党の「農水族議員？」の利権的な話も聞かれます、米は買ったことのない残念な農水大臣には国民も呆れました。価格は安い方が良いですが、3000 円を切ると農家はやっていけないとの事。このたび、カリフォルニア産「カルローズ米」がイオンの店頭でも並ぶということで話題ですが、品質・安全性・味も良いとの事ですので、今後は選択肢の一つになるかもしれません。減反政策が 2018 年に廃止されたあとも政府は様々な調整していますが、真剣に日本の将来を見据えてのコメ政策を！また、ガソリン税のトリガー条項の凍結解除がされず、ガソリンの元売業者への補助金は妥当なのか！という「**ガソリン下がらない問題**」。**夏の参議院選挙（7 月 20 日投開票予定）はどうなるのか！**

今年も暑い夏がやってきそうです。もうシトシト梅雨は昔の話で、ゲリラ豪雨もある梅雨という予測ですので自然災害も警戒しなければならぬ時代になっています。熱中症にも気を付けてお過ごしください。(S)